同項第四号の表中

千分の百五十四	千分の百六十
千分の百五十	千分の百五十九
千分の百四十七	千分の百五十七
千分の百四十四	千分の百五十六
千分の百四十	千分の百五十四
千分の百三十七	千分の百五十三
千分の百三十三	千分の百五十二
千分の百三十	千分の百五十

とあるのは

百分の十四	百分の十三

と、同条第五項第三号ニ(1)の

千分の三百二十	千分の二百六十一
千分の三百八	千分の二百五十七
千分の二百九十六	千分の二百五十四
千分の二百八十四	千分の二百五十
千分の二百七十二	千分の二百四十五
千分の二百六十	千分の二百三十七
千分の二百四十八	千分の二百二十九
千分の二百三十六	千分の二百十五
千分の二百二十四	千分の二百四
千分の二百十二	千分の百九十七
千分の二百六	千分の百九十

とあるのは

千分の百六十二	千分の百六十一
千分の百六十	千分の百五十七
千分の百五十八	千分の百五十四
千分の百五十六	千分の百五十
千分の百五十四	千分の百四十七
千分の百二十一	千分の百十五
千分の九十	千分の八十四
千分の五十九	千分の五十五
千分の二十九	千分の二十七

表中

千分の百六十二	千分の百六十一
千分の百六十	千分の百五十七
千分の百五十八	千分の百五十四
千分の百五十六	千分の百五十
千分の百五十四	千分の百四十七
千分の百五十二	千分の百四十四
千分の百五十	千分の百四十

とあるのは

千分の百六十一	千分の百六十
千分の百五十七	千分の百五十六
千分の百五十四	千分の百五十二
千分の百五十	千分の百四十八
千分の百四十七	千分の百四十六
千分の百四十四	千分の百四十二
千分の百四十	千分の百三十八

と、同項第四号の表中

千分の百六十一	千分の百六十
千分の百五十七	千分の百五十六
千分の百五十四	千分の百五十二
千分の百五十	千分の百四十八
千分の百四十七	千分の百四十六
千分の百四十四	千分の百四十二
千分の百四十	千分の百三十八

とあるのは

千分の百六十二	千分の百六十一
千分の百六十	千分の百五十七
千分の百五十八	千分の百五十四
千分の百五十六	千分の百五十
千分の百五十四	千分の百四十七
千分の百五十二	千分の百四十四
千分の百五十	千分の百四十

とする。

第三条の三　平成三十年度において国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第五条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、同条第一項第一号ハの表中

百分の三十二	百分の三十一
百分の三十	百分の二十九
百分の二十八	百分の二十七
百分の二十六	百分の二十五
百分の二十四	百分の二十三
百分の二十二	百分の二十一
百分の二十	百分の十九
百分の十八	百分の十七
百分の十六	百分の十五